

<川越市>

川越市・市道不正認定住民訴訟

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。

事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

第8回（5月22日）裁判傍聴記

「消えた代替地希望者」が「出現」！？

川越市道 5565 号線（寺尾大仙波線）をめぐる、川越市民 23 名による住民訴訟 <平成 30 年（行ウ）第 10 号事件>の 8 回目の裁判が、5 月 22 日 13 時 15 分「さいたま地裁 C 棟 105 法廷」にて開かれた。

前回、法廷で喜々としていた補助参加人・川合善明市長はなぜか欠席。

今日の期日も川合市長の都合にも合わせて開廷時間が決められたのだが、その本人がいない。被告席には、市の代理人・馬橋弁護士ともう一人の補助参加人・齊木氏の代理人弁護士が並んだ。

さて今回の裁判で注目すべき点は、これまで原告住民にとっては謎に包まれていた「**消えた代替地希望者**」について、川越市が明らかにしたことだった。

しかし、市が提出したその書面には不思議な記載が残されていたのだった。

実在した「希望者の存在」がさらに「謎」を呼ぶ

前回裁判で裁判長は市に対して、本件で問題となっている代替地がいつどのようになり現在の状況になったのか、その時系列を具体的に提出するよう命じていた。

本件裁判で原告住民は、川越市は本来市道にする必要がない齊木氏邸に突き当たる 100 メートルばかりの道を市道認定するために、強引な土地の売買と分筆を繰り返したことによって市税を不当に使ったと訴えている。

建設中（現在も未完成）の都市計画道路・寺尾大仙波線によって、立ち退きしてもらわなければならない3世帯分の代替地のための道路が必要という口実で、市は齊木氏の旗竿地（砂 423-3）と県道を繋ぐために市道認定した道路（市道 5565 号線）を建設した。

ところがそのうちの一軒分は、現在も空き地となっている空白地帯で、裁判では「本当に、3世帯分の代替地希望者が存在したのかどうか？」が争点のひとつになっていたのである。そして今回、市側代理人・馬橋弁護士は、裁判長の求めに応じるかたちで、そもそもの土地の売買から市道認定に至るまでの経緯を、日付を記載して説明する準備書面を提出した。

そこには、前回までに「消えた代替地希望者」と思われていた世帯が存在していた証拠として、希望者の氏名も記載されていた。まだ係争中の裁判なので、仮に「Z氏」としておこう。架空ではないかと思われていた代替地希望者が、実在したとなれば市の主張が有利に展開することが普通だが、この「Z氏」の存在が明らかになったことで、以前よりも奇怪な謎が深まることになったのである。

大物…「Z氏」?

市が提出した記録によれば、「Z氏」は最初、齊木氏邸に連なる土地（後に市道認定される土地）を代替地として希望した人物であった。ところが、その書面には奇妙な記述がある。

平成 23 年。2 月、Z 氏（原文は実名）においては、代替地を求めることへのこだわりはなくなったものの、取得の可能性が失われたわけではなかった。

市側の説明によれば「Z氏」は交渉の途中で「代替地取得へのこだわりがなくなった」というのである。通常であれば、そこで代替地調整は終わったはずだ。

そうでなければ、代替地は2世帯分で良いことになり、現在のように齊木氏邸まで続く距離を稼ぐかのような分筆も不自然で、本件裁判の原因となった不正市道認定も不可能となったはずである。

しかし現実には、当初「Z氏」が並ぶはずだった土地のひとつは空き地のまま、今も存在している。ということは、川越市は「代替地は特に欲しいというわけではないが、もしかしたら取得したいかも…」などという意味決定も曖昧な「Z氏」に、太っ腹にも土地を確保していたことになる。

挙句に今回の市の準備書面では『取得の可能性が失われたわけではなかった』という「Z氏」の最終的な回答とその後の経緯に一切触れないまま、平成 25 年に現在の土地の状況に収まったのだと結んでいる。

そこには「Z氏」が具体的に、なぜ代替地取得に「こだわりがなくなった」のか、それと同時に「取得の可能性が失われたわけではない」という理由も結果も書かれていない。前回までの裁判で、第三の希望者は架空の存在ではないのかと言及された市は「Z氏の曖昧な態度の結果、現在の空き地が出来てしまった」と釈明したつもりなのかもしれないが、そんな馬鹿な話はないだろう。

事実であれば「Z氏」は気分次第で市の道路計画を振り回せるような大物だとも言える。果たしてそうなのか。

本紙の取材に原告代理人・清水弁護士は「次回は市がしどろもどろな主張しかできない事情をしっかりと説明しますので、乞うご期待ですよ」と不敵な笑みを見せた。

食い違う「市」と「齊木氏」の説明

今日の裁判でもう一点、奇妙なことがある。

それは、本件で原告住民が市道不正認定のための伏線として作り出したのではないかと疑惑を抱いている、猫の通り道のような「幅 25cm に分筆された土地」について、齊木氏と市の主張が食い違ったことである。

これまで齊木氏親子は、この土地は元の地権者であるK氏たちが勝手にヘンテコな形に分筆したものを、買ってくれと頼まれたから購入した（その後、市に寄附）との説明をしていたのだが、今回、市が提出した準備書面では「この土地は市と齊木氏が話し合っ、あのように分筆された」との説明になっているのだ。

ところが、この主張の違いについて裁判長から説明を求められた齊木氏代理人弁護士は被告席ですっと立ち上がると、なんとも意外なことを述べた。

事前に（今回の準備書面を提出する前に）市と打ち合わせをしている。

（その上で、K氏が分筆した土地を頼まれて買ったと主張しているが）市の主張に反対しているということではない

判りづらいと思うので整理しよう。

本件は、川合市長に近い齊木氏の私的な利益のために不正に市道認定されたという疑いをもって原告が訴えた裁判だ。

この際、幅 25cm のまま齊木氏邸まで 70m ほど続く奇妙な土地の分筆は重要になる。この土地があれば、後に齊木氏邸まで「市道」ができたときに、齊木氏の所有地（砂 424-4）が道路斜線制限を受けずに済むからである。

齊木氏邸に沿ったかたちで「市道」が通れば、「私道」として自費で工事をしなくても済む上に、もとは道路に面していない齊木氏所有地（砂 423-3）の地価は跳ね上がることになる。これが、川合市長と親しい齊木氏一族のための市の違法な市道認定が疑われている理由だ。

つまり、もしもこの土地を市と齊木氏が事前に協議して分筆していたとすれば、代替地取得希望者の人数と関係なく初めから 423-3 の齊木氏所有地に面するように市道を設置することを共謀したことが強く疑われることになる。

齊木氏としては「**そんな事実はなく、どういうわけだかK氏が幅 25cmに分筆した土地を、買ってくれと頼まれたから買っただけだ**」と言わなければ、私益のために市を利用したことを認めてしまうようなものだ。一方、川越市は最初から齊木氏との協議があったと主張。そこに来て齊木氏代理人弁護士は、市の主張に反対しないといいながら「**K氏からの頼みで買った**」という、市の主張と矛盾する主張を訂正しなかったのである。

これには市の代理人弁護士も、あからさまに動揺と困惑の表情を浮かべていた。それはそうだろう。齊木氏の言い分は要点が曖昧で、もっと言えば「**ごまかし**」答弁に等しい主張だからだ。

いずれにしても、被告の市と補助参加人・齊木氏の主張の違いは、本件裁判で被告が露呈した「**ほころび**」であるだろう。裁判長もこれら奇妙な事実経過のズレについて、さらに関心を高めたようにも見えた。

次回期日は、7月 17 日午前 11 時、浦和さいたま地裁C棟 105 法廷で開廷。

次は川台市長も登場するのか？

次第に核心に迫っていく裁判を、さらに多くの市民諸氏に傍聴して頂きたい。